

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：小樽市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	大正3年9月30日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	小樽市	職員数※（H19. 4. 1現在）	90
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	114円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	20,436
累積欠損金（百万円）	1,307	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.471
資金不足比率（%）	—	実質公債費比率※（%）	20.2（H19）
		経常収支比率※（%）	101.6（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	小樽市公営企業管理者 水道局長 工藤利典
既存計画との関係	財政再建推進プラン実施計画（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	議会への報告、小樽市ホームページ及び広報誌に掲載
基本方針	良質で安全な水道水の供給を行うことを堅持しつつ、人員の適正管理、維持管理業務の効率化を図り、計画的な建設投資を実施することにより本計画における目標を確実に実行する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,510	1,690	616	3,816
	補償金免除額	193	393	113	699
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	1,122	467	293	1,881

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	1,622,943	1,947,009	673,219	4,243,171
合 計 (A)		1,622,943	1,947,009	673,219	4,243,171
一 般 会 計 の う ち (再掲)	水道事業	112,730	256,640	57,409	426,779
合 計 (B)		112,730	256,640	57,409	426,779
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,510,213	1,690,369	615,810	3,816,392

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	1,338,610	445,271	292,563	2,076,444
合 計 (A)		1,338,610	445,271	292,563	2,076,444
一 般 会 計 の う ち (再掲)	水道事業	266,692			266,692
合 計 (B)		266,692	0	0	266,692
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,071,918	445,271	292,563	1,809,752

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>山坂が多い上に海岸線が68.62kmにわたる細長い地形であるため、浄水場、配水池等の施設数が非常に多い状況にある。</p> <p>こうした状況から減価償却費や利息負担も増嵩し、多額の累積欠損金を有している。</p> <p>また、施設数の関係から給水人口に対する職員数が他都市よりも多く必要であることも損益収支に影響を与えている。</p> <p>上述のとおり起伏に富んだ地形であることや施設の老朽化が著しいことなどから、有収率が低い状況にある。</p> <p>最後に、人口は減少傾向にあるとともに高齢化率も高く、また経済の低迷により水需要が伸びなやんでいるところである。</p> <p>※共通して損益収支に悪影響を及ぼす要因が多い。</p>
経営課題	<p>課題 ① 外部委託の推進・適正な定員管理による人件費の削減 職員1人あたりの給水人口が1,473人（全道主要都市平均2,099人）と職員数が多い現状に鑑み、浄水場の管理運営委託を進めるなど適正な人員配置等を行う必要がある。</p> <p>課題 ② 地形の特殊性、水需要減等による維持管理費の縮減 課題の要因に加え、更なる経営改善を行うことにより、経営コストを縮減する必要がある。</p> <p>課題 ③ 資本費の軽減 地形的な要因から施設数が多く、減価償却費や利息負担が大きい。 （給水人口1人あたりの減価償却費・利息負担 本市-108千円・5759円、道内主要都市平均-82千円、3271円） 大規模な拡張を行っている時期が高金利の時代なので、その解消を図る取り組みが必要である。</p> <p>課題 ④ 健全な経営を行うための給水収益等収入の確保 本市では資金ベースで不良債務が発生した段階で料金改定を行っている。（H24年度発生見込み） また、未収金の収納対策等更なる経営努力により収入を確保していく必要がある。</p> <p>課題 ⑤ 適正な事業費（投資可能事業費）の算定 建設投資額の決定にあたっては財務状況や行政評価の手法も取り入れ、更新計画を立案し決定していく必要がある。 併せて資本費の課題も関連して検討を要する。</p>
留意事項	<p>安全で良質な水道水を供給するために、危機管理体制を十分検討しておく必要がある。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (見込)
資金不足比率 (%) (再掲)															
料金回収率* (%)	95.2	97.4	98.1	96.2	95.6	94.5	96.1	97.5	100.3	98.4	102.9	101.2	107.5	97.5	103.3
総収支比率(法適用) (%)	102.1	103.5	104.9	101.5	104.1	102.5	107.2	105.7	111.4	106.8	112.5	110.0	117.8	106.2	114.6
経常収支比率(法適用) (%)	102.4	103.8	105.0	103.1	104.7	103.2	107.8	106.5	112.2	107.6	113.0	110.8	119.3	106.9	115.0
営業収支比率(法適用) (%)	145.8	148.6	148.9	144.7	141.3	138.1	145.6	137.8	147.6	136.6	141.7	138.9	143.9	132.9	136.6
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	53.9	51.7	47.6	46.9	44.4	42.9	37.8	38.0	28.4	32.1	17.8	23.3	1.9	17.7	-11.4
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)															
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)															
繰入金比率	収益的収入分 (%)	6.4	6.2	5.6	4.2	4.0	3.8	3.8	3.6	3.4	3.2	2.7	2.9	2.6	2.9
	うち基準内繰入金 (%)	42.1	42.2	45.3	59.0	59.1	61.2	61.2	58.5	57.4	52.7	52.6	49.4	44.1	48.1
	うち基準外繰入金 (%)	57.9	57.8	54.7	41.0	40.9	38.8	38.8	41.5	42.6	47.3	47.4	50.6	55.9	51.9
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち赤字補てん的なもの (%)														
	資本的収入分 (%)	4.6	5.8	6.1	6.2	6.0	7.0	7.0	7.9	7.8	10.5	8.7	11.0	9.9	10.6
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	60.8	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)											39.2			
うち赤字補てん的なもの (%)															

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む) 111

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	過去の使用水量の動向を踏まえ、料金収入については微減傾向で推計している。 また、本市においては資金ベースで不良債務が発生した段階で料金改定を行っており、本計画期間内では不良債務は発生しない見込みである。(H30年度発生見込み)
2 他会計繰入金の見込み	繰出基準に基づく部分については、全額繰り入れしているが、水源開発に係る元利償還金が年々減っていくため、減少傾向にある。 基準外では福祉施策に係る減免相当額を繰り入れしているが、微減傾向と推計している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	遊休資産の売却については集中改革プランにも計上し、積極的に取り組んでいるが、公告をしても売却に至らない状況がある。 今後も公告箇所を増やし、積極的に取り組んでいくのはもちろんであるが、不動産取引が活発ではない現状に鑑み、過度な効果額とならないよう資産売却益については見込んでいない。 投資については、既に耐用年数を経過している施設を多く有しているが、収支の見通しを明確にするため、H19年度以降は同額に抑制し、その範囲内で優先度の高いものを逐次選択し、行っていく見通しとしている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	定員管理については、組織・機構の見直しなど積極的に行っており、現状も集中改革プランを上回る人員削減効果がでている。 今後もさらに業務の効率化・委託化を行うことにより、人件費削減を進めていく考えである。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>【人件費効果額算出方法】 計画前5カ年については平成13年度を基準とし、計画期間については平成18年度を基準にした人員削減効果と本市が取り組んできた人件費削減施策による効果を示している。</p> <p>小樽市の策定した集中改革プラン（平成21年度末までに18人純減）を上回り、平成17年5月から平成21年度末までに20名程度削減。平成19年6月11日現在では平成17年5月から10名削減（達成率、55.6%）</p> <p>平成19年4月1日から給与構造改革を導入し、小樽市独自に本俸5%を削減している。地域手当については、不支給。特殊勤務手当については、平成19年4月1日から、16種類から4種類へ整理し支給対象を縮小。【課題1】</p> <p>今後、民間委託の推進や事務・事業の見直し等を行い、退職不補充などによる計画的な職員数の削減に取り組む。（退職予定者数 H19:1人→3.5人、H20:1.5人、H21:0人、H22:2人、H23:0人）また、現在、小樽市では国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を導入していないが、今後導入を検討していく。 給与の状況について、「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づき平成20年3月までに公表する。→平成20年3月に公表した（小樽市HP）。 【課題1】</p> <p>退職手当については、国に準じた支給方法であるが、財政事情等を考慮し調整額は当分の間制度を凍結する。【課題1】</p> <p>小樽市は北海道都市職員共済組合（都市職員共済）の構成員となっており水道事業会計分は同会計で負担している。制度（負担金率等）の決定や運営については、都市職員共済が行っている。【課題1】</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>【維持管理費効果額算出方法】 計画前5カ年については平成13年度を基準とし、計画期間については平成18年度を基準にしている。</p> <p>水需要（給水収益）の減少傾向に応じた施設の統廃合を行うとともに、維持管理費については前述の傾向及び地域の特殊性などその要因を詳細に分析し、更なる人件費・維持管理費の削減に取り組んでいく。【課題2】</p> <p>浄水場を中心に業務の民間委託を推進し、勤務体制の効率化を図るとともに人員の削減を図る。【課題1】</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	【収入効果額算出方法】 各施策における単年度収入額を効果額としている。 本市では、資金ベースで不良債務が発生した段階で料金改定を行っており、今後も同様に行っていく見込みである。 (平成30年度 不良債務発生見込み) また、未収金の収納対策等更なる経営努力による収入確保に引き続き努めていく必要がある。 【課題4】
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	給与及び定員管理の状況については国の様式に合わせて公表を行っている。国（総務省）や北海道のホームページとリンクさせている。 また、財政再建推進プラン実施計画（集中改革プラン）については小樽市ホームページで公表している。 H12年度から「事務事業評価」、H14年度から「施策評価」について導入済みであるが、評価手法について再構築中である。 H18年度からは上記に「政策評価」も加えた3項目について新たな評価手法の試行中である。 H20年度に策定される次期総合計画では、成果指標が設定されるため、それに合わせた評価手法を検討し、実施していく見通しである。→H20年度に策定された第6次総合計画では、成果指標が設定されたため、指標達成に向けた取組を実施していくこととする。 【課題5】
5 その他	<input type="checkbox"/> 資本費の軽減 地形的な要因から施設数が多いことや高金利時代に拡張工事を行っていることなどから他都市に比べ給水人口に対する資本費が高い。 従前から行っている公営企業金融公庫の高金利対策借換債は導入済であるが、今後は本計画に基づく繰上償還を実施していくことで、損益収支の改善を図っていく必要がある。 【課題3】

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題①のとおり職員数が他都市に比べ多い状況にあるため、民間委託化を進めること等により人員の削減を図る（目標 集中改革プランより更に4人減）とともに、給与の独自削減施策を継続することで人件費総額を削減する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題①のほか、課題②（維持管理費の縮減）、課題④（収入の確保）も損益収支に影響を及ぼす内容のものである。 ②については、現状分析及び今後の方向性を検証し、縮減に努める。 ④については、資金ベースで不良債務が発生した段階で料金改定を行っているため、不良債務が発生する見込みである平成30年度には他都市の状況や財務状況を踏まえ、適正な料金に改定する必要がある。また、未収金収納対策等更なる経営努力による収入確保に引き続き努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、基準外繰出しとしては福祉施策に係る減免相当額のみである。 内容的には料金収入に計上すべきものなので、施策が継続している間は解消すべきものではないと考えている。 今後も、施策変更の動向は注視していく考えである。
4 その他	課題⑤（適正な事業費）については、財務状況や行政評価の手法も取り入れ、更新計画を立案し、決定する。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。
--

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (見込)	計画合計
【収入の確保】												
	料金改定率											
	改善額(料金の適正化)※1											0
2	未収金の徴収対策											
	改善額	190	219	188	219	183	305	178	161	174	161	913
	一般会計負担金の額	187	187	187	179	180	229	176	189	168	198	
	改善額(負担金の確保等)											0
2	資産の有効活用											
	改善額(収入増額)		2									0
2	その他(水質試験受託収入)	24	25	24	27	24	30	24	31	24	30	
	改善額	24	25	24	27	24	30	24	31	24	30	120
2	その他(その他収入対策)											
	改善額	7	12	8	14	8	10	8	8	8	8	39
【経費の削減】												
職員給与費の適正化												
1	職員給与費(退職手当以外)	682	650	632	569	625	538	594	562	580	562	
	改善額	105	99	151	151	159	177	190	215	206	215	811
	施策による削減											
	改善額	42	29	42	66	42	56	42	57	42	57	210
	人員の削減											
	改善額	63	70	109	85	117	121	148	158	164	158	601
1	職員給与費(退職手当)	72	85	35	35	13	0	90	59	58	24	
	改善額											0
1	職員数(人)	86	86	81	81	80	76	76	69	74	67	
	増減数(人)	▲9	▲9	▲5	▲5	▲1	▲10	0	▲7	5	▲2	▲10
2	維持管理費等											
	改善額(その他)	2	2	4	5	4	7	8	4	8	8	26
	工事コスト※2											
	改善額(縮減額)											0
	その他											
	改善額											
	累積欠損金比率	42.9	37.8	38.0	28.4	32.1	17.8	23.3	1.9	17.7	▲11.4	
	増減	▲1.5	▲6.6	▲4.9	▲9.4	▲5.9	▲10.6	▲8.8	▲15.9	▲5.6	▲13.3	
	企業債現在高	19,925	19,917	19,335	19,299	18,668	18,584	18,016	17,820	17,365	16,991	
	増減	▲511	▲519	▲590	▲618	▲667	▲715	▲652	▲764	▲651	▲829	

改善額 合 改善額 合計 1,909

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組

2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入す

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免 (参考) 補償金免除額 699

② 経営状況

	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (見込)
給水人口(千人)	140	138	140	136	139	134	138	132	138	132
年間総有収水量(千m ³)	14,424	14,423	14,136	13,975	13,853	13,664	13,576	13,689	13,304	13,239
公称施設能力(m ³ /日)	97,160	97,160	97,160	97,160	97,160	80,960	80,960	80,960	80,960	80,960
1日最大配水量(m ³ /日)	63,500	63,640	63,500	60,404	63,500	58,807	63,500	60,218	63,500	60,218
最大稼働率(%)	65.4%	65.5%	65.4%	62.2%	65.4%	72.6%	78.4%	74.4%	78.4%	74.4%
供給単価(円/m ³)	186.7	189.4	187.3	189.1	186.8	188.9	186.3	188.3	186.3	185.6
給水原価(円/m ³)	197.5	197.0	192.1	188.5	189.9	183.5	184.1	175.2	191.1	179.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。